

『為人鈔』の典拠について

三 浦 邦 夫

(平成7年11月30日受理)

*

寛文二年刊の『為人鈔』(十巻十冊)は百八段で構成され、その跋文の末尾には「誠乎古之学者為己、今之学者為人、因名為人鈔／抛筆於苦甜齋守株床^(注1)」との記載があつて、『論語』憲問篇の「古之学者為己、今之学者為人」に拠つて書名としたことと著者を知り得るが、「苦甜齋」とは何人であるのかは未詳である。延宝三年、天和元年の書籍目録にはこの作品を「儒書」の部に載せている。この作品の成立について著者は序に、回国の名ある「俗儒」に学び、その折々の「師弟座客」の「和漢」にわたる「清談^{セイダン}ヲ。反古ノ裏ニ書アツメ。…チリ失ヌヤウニシテ」匱中に蔵していたのを、「心友」の勧めに従い、「清書^{セイショ}」して成つたと記しているが、著者はまた跋文に、著者である「予」と「客」との対話の形式を借りて、次のようにも述べているのである。

客曰、觀此冊子…記倭漢故事何為也乎、曰、同邑有心友記、日域名將之旧事而入巾笥深秘焉、間嘗竊貸其書拔其話、且、混雜于素聞之漢語而分為五卷也

この記述に従えば、「倭漢故事」の中の「日域名將之旧事」の記述は

「心友」の述作からの抜き書きであり、著者自身の記述は、これに書き足した「素聞之漢語」の部分だということになる。この作品の成立に關しての序の記述とは右の跋文の記述は合致しない。実は、序の記述は慶安元年京都の林甚右衛門刊行の宋の羅大経の隨筆『鶴林玉露』三集各六卷(四庫全書では雜説に分類する)の次の序の記述を踏まえて書かれていたのである。

余間一居無^{シテ}營^{シム}。日與^ト客清^ク談^ス鶴^ノ林^ノ下^ニ。或欣^ハ然^ト會^シ心^ニ。或惋^ハ然^ト興^ス懷^ヲ。輒令^ニ童^ヲ子^ヲ筆^ヲ之^ヲ。久而成^レ編^ヲ。因曰^ニ鶴林玉露^ト。蓋清^シ談^ヲ玉^ヲ露^ヲ蕃^シ。杜少陵之句云^レ爾^ヲ。^(注2)

この事実は、右の跋文の「予」の答えが作品の成立の事情に關しての率直な表明と理解すべきであることを意味していよう。とすれば、序の記述はいかに解すべきであるのか。その解答のヒントはこの作品の各段の冒頭句に見出せる。各段は「昔、智アル人ノ云ルハ。」の冒頭句で始まる。この冒頭句は序の「師弟座客」の「和漢」にわたる「清談^{セイダン}」を書き留めたという記述と対応させたものであることを意味し、さらに、この冒頭句が『可笑記』の「むかしさる人のいへるは」と使つた各段の冒頭句を踏襲した事実を指摘でき、そして例

えば、巻第一の第十段、同巻の第十一段が『可笑記』に依拠して書かれていた事実、また、『徒然草』に依拠した記述を指摘し得ることによって、『鶴林玉露』に倣った随筆の執筆を意図したとともに、また日本の『徒然草』や『可笑記』の系統にも属する作品の形成をも著者は意図していたことを意味する。以上のことに關しては別に論じたから、詳説はそれに譲るとして^(注3)。したがって、この作品は「儒書」と規定するより、随筆と規定すべきであろう。

さて、著者が書き足したと言ふ「素聞之漢語」の記述中には、例えば、「委クハ孝経大義ニ見エタリ」と述べるように、元の董鼎が朱子の『孝経刊誤』を注釈した『孝経大義』に依拠しての巻第一の第一「孝行之弁」の孝を説く記述、李氏朝鮮の国初の儒者陽村権近の『入学図説』後集所収の陽村注釈「三峯先生心気理篇」に依拠しての巻第三の第一「理氣之弁」での心気論の記述が含まれており、あるいはまた、『三国志演義』からの長文に及ぶ引用が5段もあって注意を引く。この中には、巻第四の第六に、「初学ノ童」の「有智無智三十里、ト謂ル事ハ如何ナルトヘニテ侍ルヤ」の問いに答えての、『三国志演義』第七十二回「諸葛亮智もて漢中を取る」中の、曹操の碑文の意味を、曹操は、その碑から三十里行き過ぎて悟り、楊脩は即時に悟った、とする逸話が載る。しかし、『三国志演義』はこの逸話を「有智無智三十里」の故事としては扱ってはいない。『世話新語』の捷悟篇にも載るが、やはり「有智無智三十里」の文字を見ることはできず、「有智無智三十里」の故事として扱ったのは『蒙求』の「楊脩捷対」である。著者は『蒙求』所載の「有智無智三十里」

の故事を、その内容は『三国志演義』に依拠して記述したのであった。著者の『蒙求』依拠の事実は、3の項の巻第九の第一の冒頭における、窓下に螢を聚めて愛でる庵主を心友が車胤螢火の下に書を学ぶの故事を引いて評した次の記述にはつきりと認められる。

昔ノ車胤ト云シモノハ。家貧シテ、螢火ヲ聚テ燈トシ。其耀ヲ便リテ、書ヲ学タリ、ト、聞シガ。：

『世説新語』識鑒の車胤の父の逸話の注には『続晋陽秋』からの車胤螢火の下に書を学ぶを含む記事を載せ、『蒙求』所載の「車胤聚螢」の「家貧不^ニ常得^レ油、夏月則練囊盛^ニ数十螢火、以照^レ書、以^レ夜繼^レ日焉^(注4)」と同文であるが、しかし、巻第九の第一の「螢火ヲ聚テ」の「聚」の一字の使用は『蒙求』の「車胤聚螢」の「聚」に拠るものであるに違いないからである。本稿では、著者が書き足した「素聞之漢語」の部分について、別稿において十分に触れ得なかつた、その補説及び典拠の補遺を目的としている。

1、『鶴林玉露』に依拠した段

前述のように、「鶴林玉露」は作品成立の直接的な契機として働いている。著者が『鶴林玉露』の記述に依拠することは、当然、作品形成にとって有意味の営為である。序以外のその依拠の具体的な様相を指摘する。

○巻第一の第十三「風俗専要之弁」

昔、智アル人ノ云ルハ、水蚤ハ。氷ヲ食テ爾ヲ作レバ。寒キ事ヲ知ズ。火鼠ハ。火裏ニ出生スレバ。熱キ事ヲ知ズ。蓼虫ハ。

蓼ヲハミヌル虫ナレバ。別ノ味ヲ知事ナシ。唧蛆ハ。糞水ニ生シヌレバ。臭キ事ヲ不レ覺。氷蠶不レ知レ寒。火鼠不レ知レ熱。蓼蟲不レ知レ苦。唧蛆不レ知レ臭。

〔鶴林玉露〕卷十五、四蟲

○卷第一の第十四「学者養性之弁」

往昔。公明宣ト云者。曾子ニ学テ。三年マテ書ヲ不レ読、時、曾子ノ曰。明宣、曾參ガ門下ニ居事三年。イマダ不レ学事ハ、何ソヤ、ト、疑レケレバ。明宣対テ曰。我、何ソ不レ学ト云事ヤ有ベキ。曾子ノ、親ニ仕ヘテ孝行ナル事ハ、申モ猶オロカナリ。叱咤ノ声ノ未ニ嘗至ニ於犬馬ニヲ見テ。我、ヒソカニ、コレヲ、説テ。学ベトモ未レ能。曾子ノ、賓客ニ交ルニ。恭敬儉約ニシテ。聊惰リ給ハザルヲ見テ。我、コレヲ、ヨロコシテ。学ベドモ未レ能。曾子ノ、朝廷ニ居給フヲ見ルニ。下ヲ臨テ、毀ヒ傷ラサルヲ見テ。我、是ヲヨロコシテ。学ベドモ未レ能。我、不レ学シテ、争カ三年マデ。曾子ノ門下ニ居ンヤ、ト、イヘリ。

公明宣學ニ於曾子。三年、不レ読レ書、曾子曰。宣居ニ參之門。三年、不レ學。何也。對曰。安敢不レ學。宣見ニ夫一子居レ親一庭。叱咤ノ聲。未ニ嘗至ニ於犬馬。宣説レ之。學而未レ能。宣見ニ夫一子之應レ賓一客。恭敬而不ニ懈惰。宣説レ之。學而未レ能。宣見ニ夫一子之居ニ朝一廷。臨レ下而不ニ毀一傷。宣説レ之。學而未レ能。宣安敢不レ學。而居ニ夫一子之門ニ乎。〔鶴林玉露〕卷十

七、讀書

○卷第一の第二十「專レ敬之弁」

昔、智アル人ノ云ルハ、衛ノ靈公。夫人南子ト。夜ル静ニ坐シテ居給フ時。車ノ音、轡々ト響テ。闕門ニ至テ。其響、俄ニ止テ。又声アルヲ聞テ。靈公ハ。南子ニ向テ。問給フ。此車ニ乗テ過ル者ヲバ。誰トカ思、ト、アレバ。南子、答テ曰。是遽伯玉ナラン。靈公ノ曰、何ヲ以、是ヲ知レリヤ。南子ノ曰。公門ノ辺ニテ。車ヨリ。オリヌル事。礼ニ見エタリ。マコトニ、遽伯玉ハ。衛ノ賢大夫也。仁ニシテ、智アリ。上ニ事ツルニ、敬ヲ專トス。故ニ、君ノ見給ハヌ。暗昧ノ処トテモ。聊、礼ヲ廢スル事ナシ。コ、ヲ以知、ト、アレバ。靈公、人ヲ使ハシテ、見セタマヘバ。果シテ。遽伯玉ナリ。サレバ、君ニツカヘ奉ラシ者ハ。主君ノ前後ナク敬テ勤ムベキ者也。中庸ニ曰。君子之所レ不レ可レ及者其唯人之所レ不レ見乎。

衛靈公與ニ夫人ニ夜坐。聞ニ車ノ聲轡々々。至ニ闕而止。過テ復有レ聲。公問レ夫一人曰。知ニ此爲レ誰。夫一人曰。此遽伯玉。公曰。何以、知レ之。夫一人曰。妾聞。禮下レ公一門。式路一馬。所ニ以廣レ敬也。夫忠一臣與レ孝一子。不レ爲ニ昭一勺信一節不レ爲ニ冥一々惰一行。遽伯玉衛之賢一夫也。仁而有レ智。敬ニ於事上。此其人心(必カ)筆者(注記)不ニ以レ暗一昧廢レ禮。以知レ之。公使ニ人視レ之。果、伯玉也。中庸曰。君子之所レ不レ可レ及者。其唯人之所レ不レ見乎。…夫一人即南子也。〔鶴林玉露〕卷十三、遽伯玉

○卷第二の第八「由レ有ニ欲心一上レ下貴賤懷レ憂弁」

昔、智アル人ノイヘルハ、王荊公。論ニ末世風俗ニ云。賢者不レ

得^レ行^レ道^ヲ。不^レ肖^者得^レ行^レ無^道。賤^者不^レ得^レ行^レ禮^ヲ。貴^者得^レ行^レ無^禮。其論精^シ。

王^荆公^論末^世風^俗云^フ。賢^者不^レ得^レ行^レ道^ヲ。不^肖者^得行^レ無^道。賤^者不^レ得^レ行^レ禮^ヲ。貴^者得^レ行^レ無^禮。其論精^シ矣。〔鶴林

玉露』卷九、末世風俗)

○卷第五の第五「世間倭奸者之弁」

昔、智^{アル}人^ノ謂^ルル^ハ、東^坡云^フ。養^レ猫^ヲ以^テ捕^ル鼠^ヲ。不^レ可^三以^テ無^レ鼠^ヲ而^レ養^レ不^レ捕^之猫^ヲ。蓄^レ犬^ヲ以^テ防^レ姦^ヲ。不^レ可^三以^テ無^レ姦^ヲ而^レ蓄^レ不^レ吠^之犬^ヲ。不^レ捕^猶可^也。不^レ捕^鼠而^レ捕^レ鷄^則甚^矣。不^レ吠^猶可^也。不^レ吠^盜而^レ吠^主則^甚矣。

東^坡云^フ。養^レ猫^ヲ以^テ捕^ル鼠^ヲ。不^レ可^三以^テ無^レ鼠^ヲ而^レ養^レ不^レ捕^之猫^ヲ。蓄^レ犬^ヲ以^テ防^レ姦^ヲ。不^レ可^三以^テ無^レ姦^ヲ而^レ蓄^レ不^レ吠^之犬^ヲ。不^レ捕^猶可^也。不^レ捕^鼠而^レ捕^レ鷄^則甚^矣。不^レ吠^猶可^也。不^レ吠^盜而^レ吠^主則^甚矣。〔鶴林玉露』卷十七、猫犬)

○卷第六の第八「雖ニ文章一至ニ聖人之微一難レ像一弁」

昔、智^{アル}人^ノ謂^ルル^ハ。雪^ヲ繪^クモノ^ハ、其^潔、ヒヤ、カナル^ヲ、繪^クカク^事ナラズ。月^ヲ繪^クモノ^ハ、其^明カナル^光リ^ヲ、繪^ク事^ナラズ。花^ヲ繪^クモノ^ハ、其^香ヲ^繪ク^事ナラズ。泉^ヲ繪^クモノ^ハ、其^声ヲ^繪ク^事ナラズ。人^ヲ畫^クモノ^ハ其^情ヲ^繪ク^事ナラズ。能^レ繪^ク雪^者不^レ能^レ繪^ク其^清。繪^ク月^者不^レ能^レ繪^ク其^明。繪^ク花^者不^レ能^レ繪^ク其^馨。繪^ク泉^者不^レ能^レ繪^ク其^聲。繪^ク人^者不^レ能^レ繪^ク其^情。然^ラ則^チ言^フ一語^文一^字。固^ニ不^レ足^ニ以^テ盡^レ道^也。〔鶴林玉露』卷

十八、繪事)

○卷第六の第十九「羅氏之仁心弁」

昔、智^{アル}人^ノ謂^ルル^ハ。楊^誠齋^ガ妻^ノ羅^氏ト云^フ者。年^七十^余ノ時。寒^月ノ黎^明。ス^ナハ^チ起^テ、自^ラ厨^ニ至^テ。粥^ヲ一^釜煮^テ。召^仕シ^奴婢^雜人^ニ、遍^ク食^セテ。其^役々^ヲ、勤^サセ^タリ。羅^氏ガ^子東^山。或^ル時^{、母}ニ^申ケ^ルハ。天^寒ジ^テ。堪^難キ^時節^ニ。老^躰ノ自^ラ苦^{メル}事^如何^ニ、ト、イ^ヘバ。羅^氏ノ曰^ク。奴^婢モ亦^ニ人^ノ子^ナリ。冬^月ノ寒^氣ニ。無^為ニ^居モ^ノサ^ヘ、膚^ニ徹^シ寒^キニ。マ^シテ^況、奴^婢ノ腹^中サ^ゾアル^{ラン}、ト、思^ヒヤ^ラレ^テ。粥^ヲ煮^テ、是^ニ施^サバ。役^ヲ勤^ムル^ニ、力^アツ^テ。其^役々^ヲ勤^{ナン}、ト、イ^ヘバ。東^山ガ云^フ。老^テ且^ツ賤^事ヲス^ル而^已ナ^ラズ。何^ソ、倒^ニ行^テ、倒^ニ施^サンヤ、ト、イ^ヘバ。母^ノ曰^ク。我自^ラ、右^ノ志^深フ^シテ。其^當ヲ^樂メ^バ。曾^テ寒^ヲモ^不レ^知ナ^リ。只^汝ガ^我ニ^向テ、此^辞ヲ^出ス^事ハ。母^ガ心^ノ如^ク有^マジ^キ、ト、思^ヘバ。是^ノミ^歎カ^シキ^事ナ^リ、ト。以^ノ外^ニ、警^メタ^リ。

楊^誠齋^夫一^人羅^氏。年^七十^一餘。每^寒一^月。黎^明即^起。詣^レ厨^躬作^ニ粥^一釜^遍享^レ奴^婢。然^後使^レ之^復一^役。其^子東^山先生^啓曰^ク。天^寒何^自苦^{如此}。夫^一人^曰。奴^婢亦^人子^也。清^一晨^寒一^冷須^使下^其腹^中略^有中^火一^氣上^乃堪^レ服^一役^耳。東^山曰^ク。夫^一人^老且^賤事^何倒^行而^逆施^乎。夫^人怒^曰。我自^樂レ^此。不^レ知^レ寒^也。汝^爲ニ^此言^一。必^不レ^能如^レ吾^矣。〔鶴林玉露』卷十六、誠齋夫一人)

2、『明心宝鑑』に依拠した段

昔、智アル人ノ云ルハ。大将トシテ、疑ハシキ者ヲ莫レ用、トア
レバ。常々、召仕ハル、人ノ言行ヲ、能々観察シテ、用ヒ給へ。
用レ人莫レ疑、トコソ侍レ。

別稿にも取り上げたが、これは巻第六の第十六「大将常可見人
之弁」の全文である。右の傍線部分は日本の近世初期に流布してい
た中国善書中の一つである明代成立の『明心宝鑑』省心篇中の

素書云、自疑不信、人自信、不疑人疑、人莫用、用人莫
疑。

の傍線部分に依拠した記述であり、著者は『明心宝鑑』省心篇の訓
言を武将の士卒の用い方の心得という文脈で解して呈示した一段で
ある。『為人鈔』には『明心宝鑑』の訓言を引用した段が、右のほか
に、次のように見られるのである。

○巻第一の第十四「学者養生之弁」

粵ニ、古人ノ禁好物トイフベキ語アリ。近朱者赤。近墨者
黒。近賢者明。近才者知。此分、常々服用有ベシ。近
癡者愚。近愚者闇。近佞者諂。近悪者危。此分、
常々禁忌アルベシ。一大事の毒物ナリ。…当世ノオロカナル人
ハ。学問トイヘバ。アナガチニ、書ヲ読事トハカリ、心得タマ
フ。左ニハアラス。人ノ善ヲ見テハ、己レガ善ヲ尋。人ノ悪ヲ
見テハ、己レガ悪ヲ尋。賢ヲ見テハ、ヒトシカラン事ヲ、思ハ。身
二益アル事、多カリナン。太公云、近朱者赤、近墨者黒、近賢者明、近才者智、近癡者愚、近

良者徳、近智賢、近愚者暗、近佞者諂、近偷者賊、『明心宝鑑』交
友篇)

性理書云、見人之善、而尋己之善、見人之恶、尋己之恶、如
此方是有益、『明心宝鑑』正己篇)

○巻第六の第十三「人苟勿虚言、弁」

心、人ニ負カザレバ、面ニ慙ル色ナシ、ト、古人モ云リ。
景行録云…心不負人、面無慙色、『明心宝鑑』存心篇)

○巻第六の第十四「敢勿誉人、毀人、人之弁」

サレバ、邵康節ハ、人ノ謗リヲ聞テ、未嘗怒。人ノ誉ルヲ聞
テモ、未嘗喜。人ノ悪ムヲ聞テモ、未嘗和。聞三人言、人
之善、則就テ和之、又従テ是ヲヨロコベリ。故ニ、詩ニモ、其
志ヲ顯セリ。樂レ見ニ善人。樂レ聞ニ善事。樂レ道ニ善
言。樂レ行ニ善意。人ノ悪ヲ聞テハ、芒刺ヲ背ニ負ガ如ク
ニ思ヒ。人ノ善ヲ聞テハ、惹蘭ヲ腰ニ佩ルガ如クニ思ヒ給フ、
ト也。

康節邵先生曰、聞人之謗、未嘗一怒、聞人之誉、未嘗一喜、聞
人言、人之恶、未嘗一和、聞三人言、人之善、則就而和之、又従
ツテ、之故詩曰、樂見善人、樂聞善事、樂道、善言、
樂行、善意、聞人之恶、如負芒刺、聞人之善、如佩蘭
一蕙、『明心宝鑑』正己篇)

○巻第六の第十七「克私欲、復天理、弁」

道ニアラザル財宝ヲバ、求得ル事ナカレ。度ヲ過ル酒ヲバ、強
テ戒ムベシ。居所ヲ求メバ、先、隣ヲ扱ベ。交ル時ハ、友ヲ扱

へ。讒言、口ヨリ出ス事ナカレ。他人ノ貧キヲ莫レ疎。マシテ況、他人ヲヤ。：

我モ人モ、既ニサリ行昔ノ咎ヲ算テ。今日ノ上ヨリ、未来ノ非ヲセザルヤウニ。強テ慎バ。道ヨリ来ル珠玉、多カルベシ。

神宗皇帝御製遠ニ非道之財一戒。過一度之酒一居必折隣交必折友：讒一言勿宣於口一骨一肉貧一者莫疎。他人富一者莫厚。常思一已一往之非一每念一未一来之咎。『明心宝鑑』省心篇

○卷第六の第十八「食色皆自我心一溺之弁」

古語曰、酒不酔人、々自酔、色不迷人、々自迷、ト、アリ、能々、心ヲ着ベシ。

康節邵先生曰：酒不酔人自酔色不迷人人自迷。『明心宝鑑』省心篇

○卷第十の第三「安心脩身」

道ヲ行ハントテこそ、学文ハスルニ。己ガ行ベキ事ヲバ、ウチ捨テ。我こそ物知顔ヲシテ、人ニ教ヲナスモノハ。逆ニシテ順ナラズ。身ニ正クモ行ヒテ。人ニ教ヲナスモノハ。順ニシテ逆ナラズ。：

古語ニモ、道吾惡一者是我師。道吾好一者是我賊、トこそ見エタレ。：

其徳ヲ以、人ニ勝則バ、是ヲ至極ノ勝ト云。カヲ以、人ニ勝ント思フモノハ。終ニハ、負ヌル理有テ、亡ビン事近カルベシ。心ノ勤ヲ、無価ノ宝ト云。心ノ慎ヲ、護身ノ符トモ、名ケタリ。

誠ニ、穀帛ヲ積蓄ヘタルモノハ、饑寒ヲ更ニ憂ル事ナク。道德ヲ把モノハ、凶邪ヲ聊恐ル、事ナシ。：自身ヲ満リトスルモノハ。理闇ク、道ノ闕多シ。自身ヲ善ナリ、ト思フトキハ、佗ヲ不顧、言行不善ノミ多シ。：

善人ト同処スルトキハ、日々ニ嘉訓ヲ聞。悪人ト従ヒ遊ブトキハ、日々邪情ヲ生ズ。善人ト交ルモノヲバ、蘭蕙ノ香シキニタトヘテ。一家ニ是ヲ種レハ、両家皆香シ。悪人ト交ル者ヲバ、子ヲ抱テ墻ヲ踰ルニ、タトヘタリ。一人脚ヲ失スレバ、兩人トモニ殃ニ遭フ。善人ヲ見テハ、不レ及如クニ思ヒ。不善人ヲ見テハ、探レ湯如クニ思ハ。漸々ニ悪ヲ離レテ。日々ニ善ノ萌アラン。無事ニシテ家ノ貧キハ、有レ事家ノ富ニハ、マサレリ。無事ニシテ茅屋ニ住スルハ、有レ事玉堂ニ住スルニハ、マサレリ。無事ニシテ飢食ヲ食フ事ハ。病有テ良薬ヲ服スルニハ、マサレリ。

素書云釋レ己以教レ人者逆正レ己以教レ人者順。『明心宝鑑』正己篇

真言訣曰：道レ吾一悪者是我師道レ吾一好者是我賊。『明心宝鑑』正己篇

魯共公曰以レ徳勝レ人則強以レ財勝レ人則凶以レ力勝レ人則亡。『明心宝鑑』正己篇

太公曰勤 為ニ無一價之寶一慎 是護レ身之符。『明心宝鑑』正己篇
積穀一帛者不レ憂レ饑一寒積レ道一徳者不レ畏レ凶。『明心宝鑑』

『鑑』正己篇

景行録云自滿者敗自矜者愚自賊者忍(『明心宝鑑』正己篇)

子曰：與レ好一人交者如ニ蘭一蕙之香一一家種レ之而一家皆香。與レ惡一人交者如ニ抱レ子上墻一一人失レ脚而一遭レ殃

(『明心宝鑑』交友篇)

子曰見善如レ不及見レ不善如レ探レ湯(『明心宝鑑』繼善篇)

益智書云寧無レ事而家貧莫ニ有レ事家富一寧無レ事而住茅一房一莫ニ有レ事而住金一玉寧無レ病而食一飯莫ニ有レ病而食良一藥(『明心宝鑑』存心篇)

この段は以上の『明心宝鑑』の訓言の引用で全て織り成された記述である。

3、『業陰比事』に依拠した段

巻第四の第八「張拳之才智之弁」に『業陰比事』三十六「張拳猪灰」の話が載る。

昔日、張拳ト云者アリ。俊儀県ノ令ニ成テ、居タリシガ。アル時、其里ニ婦人アリ。夫ヲ殺シテ。火ヲ以、是ヲ焼テ。詐テ、焼死タリ、ト、云ケレバ。夫ノ弟、是ヲ聞テ。疑クヤ思ヒケン。

張拳ニ、此由ヲ、訴ケレバ。張拳、才智ヲメグラシテ。猪ニ正ヲ捕ヘテ。一疋ヲバコロシ、今一疋ヲバ、生テ置。火ヲ以、ニノ猪ヲ焼テ。其後猪ノ口ヲアケテ見ルニ。取前、活ナガラ焼殺シタル猪ハ、動キ死ニシタル故。口中ニ灰アリ。始メヨリ、殺シタル猪ノ口中ニハ、更ニ灰ナシ。今、死人ノ口中ヲ見ルニ、

灰ナキ事ハ。夫ヲ殺シテ、其後、火ヲ以焼タルハ疑ナシ、ト。強テ、婦人ニ問ケレバ。果シテ、其理ニオチニケリ。

『業陰比事』に拠った段はこれ一段だけである。和刻本を見る機会をまだ持ち得ていないので、とりあえず、『未完 仮名草子と研究』(二)(未刊国文資料刊行会刊、昭和41年)所収の和訳本『業陰比事物語』から引用して次に掲げる。

ちやうきよハ呉国の人なり。句章といふ所にありし時に。ある女おつとをころして。わが家に火をかけて。いつはりて申けるハ。わがおつと火にやけし、けりと申。おつとの一門是をきひて。うたがハしくおもひて。つるにちやうきよにぞうつたへ申ける。女をめしよせ。たしかにとひきハめ給ふ時。女事の外なる事かなといひて。つるにおちざりけれバ。ちやうきよがはかり事にハ。ぶたといふけだものを二ツ取よせ。一ツをばころし。いま一ツをば。いきながら其上にたきをつミ。火をつけてぞやきけり。はじめころせしぶたの口の中をミれば。灰すこしもなし。いきながらやきしぶたの口にハ灰あり。よつてかのやけしおとこの口中をひらきミければ。はいすこしもなし。これをもつて。女をせめければ。つるにおちたりけり。

この話は『智囊補』察智部にも載り、辻原元甫『智恵鑑』巻三の三「呉の張拳焼死たる尸骸穿鑿の事」として採られているが、ともに「向章の令」となっていて、「俊儀県ノ令」とも「句章」とも異同を示す。

4、『世説新語』・『錦繡段』に依拠した段

卷第九の第一「逢心友」大内義隆滅亡并元就智勇弁」は、冒頭に、

五月雨の頃、窓下に螢を聚めて愛でてゐる夕べの草庵に訪れた心友

二人との閑談の場を設定する。庵の主が二人を請じ入れて、

晋ノ呂安ト云シモノ。嵇康ガ徳ヲ慕テ、毎ニ相思、輒千里命

駕從レ之イヘリ

と言ふのは、『世説新語』簡傲に記載の第4話

嵇康與呂安善。毎ニ相思、千里命駕。安後來、值康不在。

喜出戸延之、不入、題門上作鳳字而去。喜不覺、猶以

爲欣。故作鳳字、凡鳥也。

この故事から、

嵇康與呂安善。毎ニ相思、千里命駕。

を引いたのである。そして、心友の一人が窓下の螢を見て、車胤螢

火の下に書を学ぶの故事を引いて、「其跡ヲ慕ヒ給ヘルニヤ」との間

いに、庵主が、

僧ノ以仁ガ畫堂銀燭明如昼、只照ニ笙歌不照書、ト、

作レルハ。螢ノ詩ナリ。…タマク螢火ノ情ニヨリ。少シハ、

書ノカタ端ヲモ、見タリ、

と答えるが、この答えに引用した僧以仁の「螢ノ詩」の右の詩句は、

『錦繡段』所載の僧以仁の「螢」と題する七言絶句の第三句・第四

句の「畫堂銀—燭明如昼、只照ニ笙歌不照書」の引用である。

5、『古文真宝』に依拠した段

『古文真宝』後集辞類の陶淵明「歸去來辭」中の次の詩句、

悟已往之不諫、知來者之可追

を踏まえて、著者は序に、

蒙竊ニ光陰ノ移易キヲ觀スルニ。此年月アヤマリ來レル身ノ

愚サハ。歎テモ余アリ。悲テモアキダラズ。抑往ヲ尤テ、豈

何ノ益アラランヤ。ソレ惟ニ來者ノ追ヘキ事ヲシランニハ。智

者ノホトリニタチヨリテ。…

志学の気持ちを持ちながらも無為に過ごした年月を悔やむ記述を成

し、卷第六の第廿一「隱居之弁」には「蔣詡ガ三徑。劉禹錫ガ陋室。

何レモ、心ユカシキ事ナリ。」と記すが、「蔣詡ガ三徑。劉禹錫ガ陋

室。」は『古文真宝』後集の「辞類」の陶淵明「歸去來辭」中の「三

徑就荒」が拠つた漢の蔣詡の幽居の三徑と、同じく『古文真宝』後

集「銘類」の劉禹錫の「陋室銘」に拠っている。そして、卷第七の

第五「學問之弁」では、若年の頃教化を受けた師が今は浮世を厭い、

深山の草庵に住むと聞いて訪れる冒頭の文章、

秋ノ日ノ暮ルヲ急グ空ヲ惜ミテ、遙ニ、一樽ノ酒ヲ持テ。遠ク

風雨ノタヲ慰ムルコソ、志トハイハメ、ト、思ヒテ。谷ノ苔地

ヲ拳上レバ。落葉空山ニ滿テ。何レノ処ニ、行路ヲ尋ヌベキヤ、

ト、心モトナキ折節。…

その傍線を施した箇所は、『古文真宝』前集「五言古風短篇」の韋應

物の五言律詩「寄全椒山中道士」の第二句を暗に踏まえ、直接に

第五句から第八句までの次の詩句に拠っている。

… 忽念^ニ山中客^一 (第二句) …

遥持^ニ一盃酒^一 (第五句) 遠慰^ニ風雨夕^一 (第六句)

落葉滿^ニ空山^一 (第七句) 何処尋^ニ行迹^一 (第八句)

さらにこの冒頭の文章は、たまたま出会った一人の樵夫に師の草庵の在処を問い、漸くにして辿り着いた草庵の様子を描く次の文章へと続く。

漸^{ヤウヤク}タドリ行^{レバ}。幽^{カスカ}ナル庵^{イホリ}アリ。ワザトナラザル庭^{ニラ}ノ面^ニ、

峩^{ガガ}々タル巖^{イハホ}ツタヒニ、窺^{カケヒ}ノ水ヲウケツギテ。山ノ片陰^{カタカガ}ニハ、ス

コシ作りナセル、ト、覚^{オホ}エテ。秋ノ草^{クサ}々ニハ、荻^{オギ}萩^{ハギ}薄^{ウス} 桔^{キツ}梗^{キョウ}刈^カ萱^{ケン}

女郎^{オミナ}花^ハ紫^シ苑^{エン}竜^{リウ}胆^{タン} 蘭^{ラン} 黄^{ワウ}菊^{キョク}葛^{カク} 薜^{ヒト}薜^トハ。一重^{ヒトヘ}ノ垣^{カキ}ニ。ハヒカ、リ。

主^{ヌシ}ノ心^{ココロ}最^{イッ} 懐^{ナツ}クテ、急^{イツ}キ案^{アン}内^{ナイ}ヲ乞^{コヒ}ケレバ。

そして、師と対面して、

独^{トク}学^{ガク}ノ窓^{マド}ニ燈^{トモ}ヲ挑^{カガ}ゲ。見^ミヌ世^ヨノ人^ヲヲ、友^{トモ}トシ侍^{レドモ}。…

と我が学問の一向に進まぬことを語って、この後、師弟の朱子学に立脚した学問についての問答へと記述は展開していくのだが、右の文章は周知の『徒然草』第十一段の、

神無月の比、栗栖野といふ所を過(ぎ)て、ある山里にたづね

入(る)事侍(り)しに、遥(か)なる苔の細道をふみわけて、

心細くすみなしたる庵あり。木の葉に埋もるゝ懸樋の雫ならで

は、露おとなふものなし。閑伽棚に菊・紅葉など折(り)散ら

したる、…

及び、同第十三段の、

ひとり灯のもとに文をひろげて、見ぬ世の人を友とするぞ、…

との文章を踏まえ、また引用して書き綴られている。

韋應物の「寄^ニ全椒山中道士^一」は晩秋の山中で修行する仙客を慰

めようという心情を詠じた詩である。だが、著者はそれを借りて、

晩秋の奥山深くに閑居して心清澄に朱子の学問を修する師を慰めよ

うとする弟子の心情として表現しており、深山に閑居して朱子の学

問に専心する師というイメージの形成の背景には、やはり、『古文真

宝』前集「五言古風短篇」に載る朱子の五言古詩「雲谷雜詠」に詠

じられている雲谷に幽居して読書に専心する朱子の姿が重ねられて

いるであろう。その師の山中の草庵へと辿る弟子の姿と師の草庵閑

居の奥ゆかしい様の描写に著者は『徒然草』第十一段の文章を借り、

この奥ゆかしい詩情に包まれて、師弟の学問についての清談―学問

談義が終わって、冒頭と対応させた結びを、「誠ニ、先生ノ清談ヲ聴

聞スレバ」と語り出している―が展開するという構成にしようとし

たのであったらうと解される。こうした著者の試みは、4の項に指

摘した『世説新語』と『錦繡段』に依拠した巻第九の第一段の冒頭

における、五月雨の頃、窓下に螢を聚めて愛でている夕べの草庵に

訪れた心友二人との閑談の場の設定とその文章表現にも見ることが

できよう。また、世俗の塵を離れた閑寂の境に身を置いて、学問に

専心するというイメージが、巻第五の第四段に、『徒然草』第四十三

段に依拠しての、「人スム里ヲ離テ」、「漢語」を読む慎独の清げなる

青年学者の姿としても描き出されていることを考えれば、如上のイ

メージは著者自身のかくありたい願望の生成したものであったら

う。したがって、著者は、「学問」について弁じるこの段を単に師弟

の学問談義を問答体で記述するだけで事足りりとせず、『鶴林玉露』序を踏まえての「師弟座客」の「和漢」にわたる「清談」を記したとする序の記述に対応させて、山居の師を尋ねての学問についての師の「清談ヲ聴問」するという構成を案出し、そのための冒頭の文章を創作したのであったと理解されるのである。それとともに、著者のこの構成の案出と、そのための冒頭の文章の創作は、この作品を『鶴林玉露』や『徒然草』と同じ随筆として書くことの著者の意図の現れでもあることを意味していようし、さらには、著者の言う自身の「素聞之漢語」には詩文をも含むものであり、それによつて詩心を養うことでもあった一面をも暗示しているであろう。

さて、著者が『古文真宝』に拠ったことが最も明らかな段は、巻第十の第五「王元之待漏院記之弁」と同巻の第七「諫言之弁」である。第五の「王元之待漏院記之弁」は「其記を粗ヤハラゲテ謂フニ」と記して、『古文真宝』後集の「記類」所収の王元之の「待漏院記」のほぼ全文の引用とその諺解より成る（長文にわたるから、ここでは両者の本文を引用して、その依拠関係を提示することは省略したい）。また第七の「諫言之弁」では中国の諫官設置の由来を、同じく『古文真宝』後集「記類」所収の司馬君實の「諫院題名記」に依拠して次のように記している。その一部分を掲げるが、著者が依拠した部分は傍線を施し、その依拠した「諫院題名記」の文章の箇所を示すことにする。

古ハ、諫ノ官ハ無シテ。堯ノ時ハ、敢諫ノ鼓ヲ置。舜ハ誹謗ノ木ヲ立ラレタリ。此故ニ、公卿大夫農工商ニ至マデ。悉ク上ヲ

諫タリ。漢ノ文帝ヨリ以来。諫院ヲ置シテ。賢良方正ノ官ニ詔リシテ。直言直諫スル事ニナリヌレハ。一向下賤ノ者ヨリモ、ツカヌゾ。宣帝ノ時ヨリ、諫議大夫ト云。少事ニハ、心ヲツケズシテ。只天下ノ一大事ヲ治メン、ト、思フ志。本意ナレバ。其急ヲ先ニスベシ。天下治リテ後ハ。細事緩事ヲモ、詳ニ沙汰セヨ、ト也。何事モ、国家ヲ利シテ。身ノ為ニ謀ラザレト也。

古者諫無レ官。自公卿大夫、至于工商、無レ不得レ諫者。漢興以来、始置レ官。居ニ是官者、當志ニ其大、捨ニ其細、先ニ其急、後ニ其緩、專利ニ國家、而不中爲レ身謀上。

6、『史記』に依拠した段

巻第一の第廿二「智謀之弁」の張良の知謀の話は『史記』の「留侯世家」と「淮陰侯列伝」に拠るものである。

韓信ガ、高祖ノ為ニ軍功ヲ尽シ。漢ノ四年ニ。齊ノ国ヲ平テ。齊ノ飯ノ王ニナサレヨカシ、ト、望シ時。高祖怒テ、何ノ飯ノ王ニナリ事ヨ、ト、云ハントシ給処ヲ。張良慮テ。只今、韓信ガ願ヲ叶ヘザル時ハ。此者、必、恨ヲ含テ。項羽ヲ亡ス謀ナルマジキ、ト、思フ故ニ。チヤット高祖ノ足ヲ躡テ。高祖ノ、右宣フ語ニ云ツケテ。何ノ飯ノ王ニナリ事ヨ。真ノ王ニナリトモ、ナシタマヘ、ト、申タル也。

韓四一年。韓信破レ齊。而欲自一立為ニ齊一王。漢王怒。張良説ニ漢王ニ使ニ良授ニ齊一王信印。 (留侯世家)

漢四年遂皆降。平齊。使人言漢王曰。齊僞詐。多變。反一覆之國也。南。迎楚。不為一飯一王。以鎮上之。其勢不。定。願為一飯王。漢王大怒。罵曰。吾困於此。且暮望三若。來。佐我。乃欲自一立。王。張良陳平躡漢王足。因付耳語。曰。漢方不利。寧能禁信之王乎。不。如因而立。善遇之。使自為守。不然。變生。漢王亦悟。因復罵曰。大。丈。夫定一諸侯。即為一真王耳。何以。一飯為。遣張良一往立信。為中齊王上。(淮陰侯列伝)

この他に、卷第六の第十段、卷第七の第三段、卷第十の第七段にと『史記』に依拠した記述が指摘できるが、それぞれに長文にわたるために、次の指摘にとどめる。すなわち、卷第六の第十段は、平原君寵愛の美人が樓閣から甃の男の水を汲む恰好を大いに笑い、ためにこの男がその美人の頭を得たいと訴え出たが、平原君がこの訴えを拒絶すると、「偏ニ、色ヲ愛シテ、士ヲ賤シメリ」として賓客が平原君の許を去った結果、この美人の首を斬って、甃の男の家に向向いて罪を謝した、とする平原君が武城に封じられ時の逸話で、「平原君虞卿列伝」に依拠し、卷第七の第三段は、前漢の文帝がその六年に、匈奴との戦いに周亜夫を將軍として細柳營に派遣した際、軍士を勞いに細柳營を訪れた文帝に対して、「甲冑ノ武士ハ、天子ヲ拜シ奉ラズ。然ラバ、軍礼ヲ以テ、天子ニ見エ奉ラントテ。少モ、容ヲ改ル事」なかつた周亜夫を、文帝はこれを真の將軍と賞賛した逸話で、「絳侯周勃世家」に依拠する。卷第十の第七段は、紂王を諫言して、聖人の心にある七竅を見せよと胸を解剖されて殺害された比干

の周知の逸話で、「殷本紀」・「宋微子世家」に依拠している。

7、「小学」に依拠した段

卷第二の第十一「婚媾之弁」は『小学』を典拠とした記述である。

夫婦ハ、人倫ノ大綱。天壽之萌アリ。世俗、妻ヲ娶ル事。甚タ早キ故ニ。イマダ、人ノ父母トナル道ヲ不知。子アリトイヘドモ。父母の教化、明ナラズシテ。命短キ者多シ。

王吉上疏曰、夫婦人倫、大綱、天壽之萌也。世俗嫁娶、太蚤。未レ知下、為三人父母之道上而有レ子。是以教化不明、而民多レ天。 (『小学』嘉言第五)

凡ソ、婚姻ヲ議ニハ、まず、其婿ト婦トノ。性行家法如何ト察スベシ。世ノ人、多ク謹デ、婿ヲ扱フ事ハスレドモ。婦ヲ扱フ事ニ忽セナリ。誠ナルカナ。婿ハ、見易フシテ。婦ハ、知難シ。見易ク、知難キ所ニ繫レハ。大ニ、重キ所也。只管、富貴ヲ慕フ事ナカレ。婿、苟モ賢ナラバ。只今、貧賤ナリト云トモ。何ノ時ニカ、豈不ニ富貴。婿、苟モ不肖ナラバ。只今、富貴ナリト云トモ。何ノ時ニカ、豈不ニ貧賤。婦ハ、家ノ盛衰ニ由所也。一時ノ富貴ヲ慕テ。是ヲ娶レバ。彼富貴ヲ挾テ。其夫ヲ輕ジ。舅姑ニ傲ラザル者ハ鮮シ。其上、嫉妬ノ性ヲ養成テ。何レノ日ゾ、患ヲナス事アリ、假令、婦ノ財宝ニ因テ富ヲ受。婦ノ威勢ニ依テ、貴ヲ得トモ。人、丈夫ノ志。丈夫ノ氣アラバ。孰カ能愧ル事ナカラシヤ。

司馬温公曰、凡議ニ、婚姻、當先察ニ其婿與婦之性行、及家法

如何^ニ。勿^{カレ}三苟慕^ニ其富貴^一。婿苟賢^ニ矣、今雖^モ貧賤^一、安知^シ三異時^ニ不^ル富貴^一乎。苟為^ニ不肖^一、今雖^モ富盛^一、安知^シ三異時^ニ不^ル貧賤^一乎。婦者家之所^{ナリ}由^ニ盛衰^一也。苟慕^ニ一時之富貴^一而娶^ラ之、彼挾^ニ其富貴^一、鮮^シ有^レ不^下輕^ニ其夫^一而傲^ニ其舅姑^一、養^中成驕妬^一之性^上。異日爲^レ患、庸有^レ極乎、借使^ニ因^ニ婦財^一以致^レ富、依^リ婦勢^ニ以取^レ貴、苟有^ニ丈夫之志氣^一者、能^レ無^レ愧乎。(『小学』嘉言第五)

また、卷第七の第五「学問之弁」の最後も次のごとく依拠する。

范文正公戒^ニ子弟^一曰、人雖^ニ至愚^一責^レ人則^レ明。雖^レ有^ニ三聡明^一己^ニ則^レ昏。爾曹但常^ニ以^ニ責^レ人之心^一責^レ己。怨^レ己之心怨^レ人。不^レ患^レ不^レ到^ニ聖賢地位^一、ト、イヘリ。
范忠宣公、戒^ニ子弟^一曰、人雖^ニ至愚^一、責^レ人則^レ明、雖^レ有^ニ三聡明^一、怨^レ己則^レ昏。爾曹但常^ニ以^ニ責^レ人之心^一責^レ己、怨^レ己之心^一怨^レ人、不^レ患^レ不^レ到^ニ聖賢地位^一也。(『小学』嘉言第五)

8、『論語』及び『論語集注』に依拠した段

卷第七の第五「学問之弁」は理を学ぶことを論じた段である。

孔子、衛^ノ大夫甯武士^ヲ称^ジ給^ヒテ。邦有^レ道則^レ知。邦無^レ道則^レ愚。其知^レ可^レ及^也。其愚^レ不^レ可^レ及^ト、ノ玉ヘリ。我モ人モ、世^ニ道ナキトキハ、身^ヲ全^フシテ、退^ク事ハアレドモ。少シモ、艱難^ヲ不^レ避。其中^ニ於^テ、患^ヲ免^レ。心^ヲ尽^シ、力^ヲ竭^シテ。其君^ヲ濟^フ人ハ、マレナリ。苟^ニ、衛^ノ文公ハ道アレバ、甯武士^ガナス事モ、分^テ見^ルベキ処ナシ。成公^ノ、国^ヲ失

フニ至^テハ、敢^テ不^レ退^シ、跡^ヲ晦^シテ、其能^ヲアラハサズ。此愚^ニハ及^ヒ難^キ処ナリ。

子曰、甯武士、邦有^レ道則^レ知。邦無^レ道則^レ愚。其知^レ可^レ及^也。其愚不^レ可^レ及^也。○甯武士、…衛大夫。…武士仕^レ衛、當^ニ文公成公之時^一。文公有^レ道、而^レ武子無^ニ事^一可^レ見。此其知^レ之^レ可^レ及^也。成公無^レ道、至^ニ於^ニ失^レ國^一。而^レ武子周^ニ旋^一其間、盡^レ心竭^レ力、不^レ避^ニ艱險^一。凡^レ其所^レ處、皆知^レ巧之士所^ニ深^一避而不^レ肯^レ爲^レ者、而能^レ卒保^ニ其身^一以^レ濟^ニ其君^一。此其愚^レ之^レ不^レ可^レ及^也。○程子曰、邦無^レ道、能^レ沈晦^ニ以^レ免^レ患。故曰^レ不^レ可^レ及^也。亦有^ニ不^レ當^レ愚者^一。(『論語』公治長篇、及びその『論語集注』の注釈)

そして、他に『論語』及び『論語集注』を典拠とした段は卷第一の第六「朋友交之弁」、同巻の第七「学道勝劣之弁」、同巻の第十三「風俗專要之弁」中の次の各記述がある。まず巻第一の第六の記述、朋友非^{アル}時ハ、再^ニ諫^テ。ヨキホドニスベキヲ。此人弥^近ヅキシタシマン、ト、思^ヒテ。諫^テ諫^スゴセバ。云^{モノ}輕^クナリ。聞^{モノ}ノ厭^ヒ。親^ミヲ求^ム、トシテ、反^テ、ウトンゼラル。盡^ニ其心^一以^レ告^レ之、善^ニ其說^一以^レ道^レ之、不可^レ則^止。若^以數^而見^レ疎、則^自辱^矣 (『論語』顔淵篇の「子貢問^レ友^レ」の朱注)

同巻の第七「学道勝劣之弁」は、伊川が当時の学問を三分類し、その中で儒者の学を最も価値あるものと定めた論を俗解して引用した記述を基としている。その記述に『論語』及び『論語集注』から、次の引用を加えて成した段である。

○伊川ノ云。…又云。古^ノ之^レ学者^ヲ爲^ニ己^一。欲^レ得^ニ之^一於^ニ己^一也。

今之学者為人。欲見知於人。

程子曰、爲己、欲得之於己也。爲人、欲見知於人也。

〔論語〕 憲問篇の「子曰、古之学者…」の朱注)

○論語ニモ、行コトヲ其言ヨリ先ニセヨ、トコソ見エタリ。

子貢問ニ君子。子曰、先行ニ其言、而後從之。(『論語』爲政篇)

○顔子家訓ニモ、上智不レ教而成、下愚雖レ教、無レ益、中庸之人

不レ教不レ知トアレバ、余力アル則ハ学ヲ勤ヨ、身ヲ守ニハ、曾

子ガ三省。人ヲ見ニハ、視觀察。

『顔子家訓』教子篇の冒頭句の「上智不レ教而成下愚雖レ教無

レ益、中一庸之人不レ教不レ知也」の引用に続く、「余力アル則ハ学

ヲ勤ヨ」は「子曰、弟子入則孝、…有ニ餘力、則以學レ文」(『論語』学

而篇)に拠り、「人ヲ見ニハ、視觀察」と言うのは、「子曰、視其所

以、觀其所由、察其所安、人焉廋哉。人焉廋哉」(『論語』爲政

篇)に拠り、「曾子ガ三省」は『論語』学而篇周知の一句である。

また同卷の第十三の次の記述、

然ハ、仮初ニモ。里ハ仁アルヲヨシトシテ。挾仁厚ノ風俗ニ

交ラバ。積善ノ余慶、漸々ニ去テ。積善ノ余慶、ヲノツカラ来

ルヘシ。

この傍線部分は『論語』里仁篇の「子曰、里仁爲美」の一句とそ

の『論語集注』の朱注「里有仁厚之裕、爲美。」に拠る。

さらに卷第三の第一「理氣之弁」に引かれる次の一句も、『論語』

子張篇の「子夏曰、小人ノ過也必文」に依拠している。

小人ノ過チハ、必、文ル、ト、イヘル事。誠ニコソ覚侍レ。

卷第七の第五「学問之弁」でも、

孔子曰、好古敏求、学之不講、是吾憂也。小子ヲ教テ、

詩を学バシメ。伯魚ヲ訓ヘテ、周南召南ヲマナバシメ。

との記述は次に掲げる『論語』各篇からの記述に依拠するのである。

子曰、我非生而知之者。好古、敏以求之者也。(『論語』述

而篇)

子曰、小子、何莫學夫詩。詩可以興、可以觀、可以羣、

可以怨…(『論語』陽貨篇)

子謂伯魚曰、女爲周南召南矣乎…(『論語』陽貨篇)

9、『孟子』『孟子集註』及び『性理字義』に依拠した段

著者は、既に卷第六の第二十「交隣国」の段に、『孟子』梁

惠王章句下に載る齊宣王の隣国に交わる道を問う条々を祖述してい

るが、前項に取り上げた卷第十の第七「諫言之弁」には、『書経』益

稷篇に拠る「君ト臣ト、舛ヲ一ツニスル事ハ、君ヲ元首ト名ケテ、

頭ニタトヘ。臣ヲ股肱ト云テ、手足ニタトフ。」という君臣の關係に

関する記述にも、『孟子』に依拠した記述を二箇所指摘できる。

①力ヲ以、人ヲ服スル者ハ、心ニ服シタルニハアラズ。是、力ノ

不レ膽所也。徳ヲ以、人ヲ服スル者ハ、心中悦ンデ。誠ニ服ス。

七十人ノ弟子ノ、孔子ニ服スルガク。東西南北ヨリ、思テ服服

セズ、ト、云事ナシトカヤ。

孟子曰、…以レ力服人者、非ニ心服也。力不レ膽也。以レ徳服人

者、中心悦而誠服也。如七十子之服孔子也。詩云、自レ西自

東、中心悦而誠服也。如七十子之服孔子也。詩云、自レ西自

東、自南自北、無三思不_レ服。此之謂也。(公孫丑章句上)^(注12)

②君ノ臣ヲ視ル事、手足ノ如クナルトキハ、臣ノ、君ヲ視ル事、腹心ノ如クナリ。君ノ臣ヲ視ル事、犬馬ノ如クスル時ハ、臣ハ君ヲ視ル事、国人ノ如クナリ。君ノ臣ヲ視ル事、土芥ノ如クスルトキハ、臣ノ、君ヲ視事、寇讐ノ如ク思フモノ也。

孟子告_ニ齊宣王_一曰、君之視_レ臣如_ニ手足_一、則臣視_レ君如_ニ腹心_一。君之視_レ臣如_ニ犬馬_一、則臣視_レ君如_ニ國人_一。君之視_レ臣如_ニ土芥_一、則臣視_レ君如_ニ寇讐_一。(離婁章句下)

さて、右に続いては、「凡_レ諫_ニ五_一アリ。白虎通_ニ見_ヘタリ。」として『白虎通』卷二「諫諍」に依拠して記述され、再び『書経』説命篇上野「木從_レ繩則正、后從_レ諫則聖。」を引用して、「書ニモ、木從_レ繩_一則正、后從_レ諫_一則聖ナリ、トコソ見エタレ」と記す。

また、前述した卷七の五「学問之弁」には、弟子の天、命、情、意志、才のいかんの問いに対して、『孟子集註』と『性理字義』に依拠した師の答えが述べられるが、その依拠の様相を各々示す。

天：朱子曰、天者理之所_ニ從_出者也。

天者理之所_ニ從_出者也。(『孟子集註』の尽心章句上の朱注)^(注13)

命：命ハ生ノ長短トアリ。

殀壽命之長短也。(『孟子集註』の尽心章句上の朱注)

情：惻隱羞惡辭讓是非ハ情ナリ。惻ハ、傷メル事ノ切ナルヲ云。

隱ハ、痛ノ深ヲ云。羞ハ、己レガ不善ヲ恥ルナリ。辭ハ、己

ヲ去テ。讓ハ、以、人ニ与ルナリ。是ハ、其善ヲ知テ是ナリ。

非ハ、其惡ヲ知テ非ナリトナス。

惻傷之切也。隱痛之深也。羞、恥己之不善也。辭、解使去己也。讓、推以與人也。是、知其善而以爲是也。非、知其惡而以爲非也。(『孟子集註』の公孫丑章句上の朱注)

これに続けて、『孟子』公孫丑章句上の「不忍人之心」の条の四端の説を引き、そして次のように弁じる。

物事ヲ、智ヲ以知ハ、心ナリ。性ハ、心ノ理ニシテ、情ハ性ノ用也。心ハ、性情ノ主ナリ。性感シテ、情トナル。

これは『性理字義』心の項の「論_ニ心爲_ニ性情之主_一」の、文公曰。性者。心之理。情者。心之用。心者。性情之主。^(注14)

及び『性理字義』情の項の「論_ニ情與_レ性相對_一」の、

性感而遂通。是情。

に依拠する記述である。

意志：意ハ心ノ所_レ發ナリ。志ハ心所_レ之ナリ。又云、志ハ大将ナリ。

これは『大学章句』の朱注「意心之所_レ發也。」に拠るとともに、『孟子集註』の公孫丑章句上の朱注の、

志固心之所_レ之。而爲氣之將帥。

に拠り、また、「才」についての次の記述、

才：才ハ人ノ能ナリ。

これの拠は次の通りである。

才猶材質。人之能也。(『孟子集註』の告子章句上の朱注)

10、『中庸』並びに『中庸章句』に依拠した段

卷第一の第十六「君子行^レ素学^之弁」の次の記述、

カクアレバ、君子ノ素行^ノ学ニ入タキ事ナリ。素ヲ以、見在ト註ス。：富貴ナレバ、富貴ノ位ニ、身ヲ行ヒ。貧賤ナレバ、貧賤ヲ行ヒ。夷狄ニアレバ、夷狄ヲ行ヒ。患難ナレバ、患難ヲ行ヒテ。道ニ入テハ、富貴貧賤夷狄患難ヲ、皆自得ス。是故ニ。上位ニ在テ、勢ヒヲ恃ミ。下ヲ凌^ノ心アラザレハ。高ケレドモ危カラス。下位ニ在テ。己ヲ枉テ、上ヲ援^ノ心ナケレバ。畢ケレドモ安カニシテ。己ヲ正フシテ、人ニ不^レ求。則バ。上、天ヲ怨ル事ナク。下、人ヲ尤ルコトモナシ。

「素ヲ以、見在ト註ス」と言うのは『中庸章句』朱註の「素、猶見在也」に拠り、「富貴ナレバ、：」は『中庸』のよく知られた次の文章に拠る。

素ニ富貴一、行ニ乎富貴ニ。素ニ貧賤一、行ニ乎貧賤ニ。素ニ夷狄一、行ニ乎夷狄ニ。素ニ患難一、行ニ乎患難ニ。君子無^ニ入而不^ニ自得^ニ焉。在ニ上位^ニ不^レ陵^レ下。在ニ下位^ニ不^レ援^レ上。正^レ己而不^レ求^ニ於人^ニ、則無^レ怨。上下^レ怨^レ天。下不^レ尤^レ人。

ところで、延宝三年、天和元年、元禄九年の書籍目録には「為人鈔 中江与右衛門」と記載されている。中江与右衛門、即ち中江藤樹であるといふこの書籍目録の著者名の真偽を明白にする必要があるであろう。藤樹の没年は慶安元年（一六四八）、『為人鈔』の成立は万治二年（一六五九）、藤樹没して十一年後のことであり、『藤樹先生年譜』にも本書『為人鈔』執筆の記事は見えない。また、現

在においても最も信頼に足ると言われている藤樹書院刊の『藤樹先生全集』にも本作品は収録されてはいない。そして、『小学』、『論語』及び『論語集注』、『孟子』及び『孟子集註』、『性理字義』、『中庸』、『中庸章句』を著者が典拠とした事実は、著者の立脚する学統が朱子学であることを示唆しているし、巻第七の五「学問之弁」には、弟子の「我」が師の朱子の『大学章句』と『大学或問』に拠る『大学』の三綱領の講釈を聴き、「頃 伝習録ヲ被^レ閱レバ。致知格物ノ章ニ至テ。」と王陽明の『伝習録』の格物致知論を引用して、『大学章句』の格物致知論への疑問を提示するのに対して、師は王陽明の格物致知論を否定して、次のように言述するのである。

其事ニテ侍ル。是ハ、王陽明錯^レ認^レ程子朱子格物之旨^ニ。其說ノ已^レレニ拘コトヲ惡^シンデ。別に一種簡易ノ說ヲ作^テ。是ニ、カヘタルモノナリ。サレバ、勤求ムルコトヲスル事無^シテ。坐ナガラ、本心ノ妙ヲ得^ベキヤ。当世ノ士タル者、是ヲ聞テ。多クハ。コレト病ヲ同スル者アリ。是ニ因テ、群^リ集^リ一^ニ和同心シテ。真^ノ聖賢復世ニ出タルヤウニ、是ヲ貴フ。彼ガ病ハ、程朱今日一物ニイタリ。明日、又、一物ニ至ル

ここに読者は著者の学問が朱子の学統に立つものであることの明確な主張を読むことができるのであつて、著者の学問は陽明学に立脚する中江藤樹の儒学とは相容れないのである。書籍目録の本書の著者は中江与右衛門といふ記載は否定されるべきである。著者の言う著者の筆になる「素聞之漢語」の部分についての残した典拠の指摘は、紙数の都合上、後日再び述べることとしたい。

注

- (1) 本文引用は『假名草子集成』（東京堂出版刊、昭和59年）第五卷所収の「為人鈔」に拠った。
- (2) 本文引用は『和刻本漢籍隨筆集』第八集（汲古書院刊、昭和48年）所収の「鶴林玉露」に拠った。
- (3) 『文芸研究』第140集（日本文芸研究会刊、平成7年9月）所収の拙稿「『為人鈔』の方法」参照。
- (4) 本文引用は中国古典新書の棚町達也著『蒙求』（明德出版社刊、昭和43年）に拠った。
- (5) 本文引用は『近世文学資料類從・仮名草子編12』（勉誠社刊、昭和47年）所収の「明心宝鑑」に拠った。
- (6) 本文引用は『新釈漢文大系78』（明治書院刊、昭和53年）所収の目加田誠著「世説新語」下に拠った。
- (7) 本文引用は久富哲雄編解題『影印仮名つき錦繡段・三體詩・古文真寶』（クレス出版刊、1992年）所収の元和二年版「錦繡段」に拠った。
- (8) 本文引用は『新釈漢文大系9・10・16』（明治書院刊、昭和42年）所収の星川清孝著「古文真宝前集・後集」に拠った。
- (9) 本文引用は延宝二年の八尾甚四郎友春重刊『新刻校正史記評林』（秋田工業高等専門学校図書館所蔵）の『史記』本文に拠った。
- (10) 本文引用は『新釈漢文大系3』（明治書院刊、昭和40年）所収の宇野精一著「小学」に拠った。
- (11) 本文引用は商務印書館蔵板の『論語集注』の「論語」とその「集注」に拠った。
- (12) 本文引用は『新釈漢文大系4』（明治書院刊、昭和37年）所収の内野熊一郎著「孟子」に拠った。
- (13) 本文引用は『朱子学大系』第八卷『四書集注（下）』（明德出版社刊、昭和49年）所収の「孟子集註」に拠った。
- (14) 本文引用は寛永九年の中野宗左衛門刊『北溪先生性理字義』上下二卷（京都大学付属図書館蔵）に拠った。
- (15) 本文引用は『朱子学大系』第八卷『四書集注（下）』（明德出版社刊、昭和49年）所収の「中庸」に拠った。